加算料金がかかる場合について

センターにおける販売行為等(物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為)は条例により制限されており、許可を受けて行う場合には、通常の施設利用料金 と加算利用料金がかかります。

また、入場料等を徴収する場合にも、通常の施設利用料金と加算利用料金がかかります。詳細については、お問い合わせください。

(販売行為等の例)

- ・物品やサービス・情報を有料で提供する場合。
- ・催し物 (講座、セミナー、ワークショップなど) により、物品やサービスの購入を促進する場合。

(入場料等を徴収する場合の例)

・催し物(講座、セミナー、ワークショップなど)の参加者から、何らかの料金(入場料、 受講料、検定費、材料費、資料代など)を徴収する場合。(利益の有無に関わらない)

※加算利用料金は基本利用料金に次の表の率を乗じて得た額になります。

○販売行為等を行う場合

入場料等の徴収の有無	率
入場料等を徴収しない	100%
入場料等を徴収する	200%

○販売行為等を行わない場合で入場料等を徴収する場合

1人あたりの入場料等の最高額	率
1,000 円未満	50%
1,000 円以上 3,000 円未満	80%
3,000 円以上	100%

<加算利用料金に関する規定>

○相模原市立市民・大学交流センター条例

(販売行為等の禁止)

第 17 条 何人も、センターにおいて、<u>物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為(以下「販売行為等」という。)</u>をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

※別表(第10条関係)

(2) 加算利用料金

ア 利用者が、<u>販売行為等のために施設(シェアードオフィス等を除く。以下同じ。)を</u> 利用する場合は、基本利用料金に 100 パーセントを乗じて得た額を加算する。

イ 利用者が、<u>販売行為等のために施設を利用する場合であって、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収するとき</u>は、基本利用料金に 200 パーセントを乗じて得た額を加算する。この場合において、アの規定は適用しない。

ウ 利用者が、<u>販売行為等以外のために施設を利用する場合であって、入場料等を徴収す</u>るときは、基本利用料金に次の表に定める率を乗じて得た額を加算する。

1人当たりの入場料等の最高額	率
1,000円未満	50パーセント
1,000円以上3,000円未満	80パーセント
3,000円以上	100パーセント